

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 5月 9日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水熱交換器建屋海水ストームドレン系サンプ(C)(中央)仮設排水ポンプにおいて、動作不良(サンプピット内の水をすべて排水後も自動停止しない)が認められたため、当該ポンプを交換。	GIII	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)始動用空気圧縮機(B-1)において、高圧出口弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を交換。	GIII	
3	2号機	エリア放射線モニター系(No. 20)「原子炉建屋1階南側区域」において、下限警報の発生/復帰が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GIII	
4	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)3B-2-3(3D)において、換気空調系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋給気ファン(B)運転中、ユニット内部より異音(ビー音)の発生が認められたため、当該ユニットを点検・修理。	GIII	
5	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)清水加熱器ポンプにおいて、ポンプ軸受外径とポンプ本体内径の間隙寸法に管理基準値外れが認められたため、当該間隙部を補修。	GIII	
6	1・2号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋冷凍機(B)において、圧力指示検出スイッチの動作不良(細かく振動をくり返す)及び流量指示検出スイッチ・温度指示計の精度不良(計器精度内調整不可)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GIII	